

家畜等に使用できるテトラサイクリン系抗生物質の有効菌種及び適応症(配合剤を除く。)

評価対象成分	剤型	有効菌種										適応症			
		グラム陽性菌					グラム陰性菌						その他		
		豚丹毒菌	ブドウ球菌	レンサ球菌	コリネバクテリウム	パストツレラ	ボルデテラ	(ヘモバクテリウム)	アヘモフィルス	カンピロバクター	大腸菌		サルモネラ	マイコプラズマ	ウレアプラズマ
アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン	飼料添加剤														第3、4欄抗菌性飼料添加物(G+, G-) 牛:子牛の肺炎、子牛の細菌性下痢症 豚:肺炎、細菌性下痢症 鶏:伝染性コリーザ、呼吸器性マイコプラズマ病、細菌性下痢症、伝染性関節膜炎 効能効果 オキシテトラサイクリン感受性菌に起因する下記疾病魚類の死亡率の低下 スズキ目魚類:連鎖球菌症、ピブリオ病 カレイ目魚類:連鎖球菌症 *水産用は有効菌種の記載なし
	注射剤														牛:子牛の肺炎、子牛の細菌性下痢症 豚:肺炎、細菌性下痢症 鶏:伝染性コリーザ、呼吸器性マイコプラズマ病、細菌性下痢症、伝染性関節膜炎(マイコプラズマ性滑膜炎)
塩酸オキシテトラサイクリン	飼料添加剤														オキシテトラサイクリン感受性菌に起因する下記疾病魚類の死亡率の低下 ・すずき目魚類:ピブリオ病 ・にしん目魚類(淡水中で養殖されているもの。ただし、あゆを除く。):せつそう病、ピブリオ病、連鎖球菌症 ・にしん目魚類(海水中で養殖されているもの):ピブリオ病 ・うなぎ目魚類:パラコロ病 ・かれい目魚類:連鎖球菌症 ・ふぐ目魚類:ピブリオ病 *水産用は有効菌種の記載なし
	飲水添加剤														牛:肺炎、細菌性下痢症 豚:肺炎、細菌性下痢症 鶏:呼吸器性マイコプラズマ病、細菌性下痢症、ブドウ球菌症、伝染性コリーザ
	強制経口投与剤														牛:細菌性下痢症、肺炎 豚:細菌性下痢症 *整理された品目のみ
	注射剤														牛:肺炎、細菌性下痢症、細菌性関節炎、乳房炎 豚:豚丹毒、肺炎、細菌性下痢症、咽喉頭炎、乳房炎 鶏:伝染性コリーザ、呼吸器性マイコプラズマ病
	乳房注入														牛:急性・慢性・潜在性の乳房炎
塩酸クロルテトラサイクリン	飼料添加剤														牛:肺炎、細菌性下痢症 豚:肺炎、マイコプラズマ肺炎、萎縮性鼻炎、細菌性下痢症 鶏:呼吸器性マイコプラズマ病、伝染性関節膜炎(マイコプラズマ性滑膜炎)
	飲水添加剤														牛:肺炎、細菌性下痢症 豚:細菌性下痢症 鶏:呼吸器性マイコプラズマ病、細菌性下痢症、伝染性コリーザ
	強制経口投与剤														豚:
	子宮・膈内投与剤														牛:子宮内膜炎、膈炎、子宮・膈部の術後感染症の予防 豚:子宮内膜炎 *整理された品目のみ
クロルテトラサイクリン														第3、4欄抗菌性飼料添加物(G+, G-)	
塩酸ドキシサイクリン	飼料添加剤														豚:豚胸膜性肺炎 鶏:呼吸器性マイコプラズマ病 ドキシサイクリン感受性菌(連鎖球菌)に起因する下記疾病の魚類の死亡率の低下 すずき目魚類:連鎖球菌症 *水産用は有効菌種の記載なし
	飲水添加														鶏:呼吸器性マイコプラズマ病

【参考】

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令(平成25年農林水産省令第44号)(最終改正:平成28年農林水産省令第56号)
動物用医薬品検査所. 動物用医薬品等データベース. http://www.nval.go.jp/asp/asp_dbDR_idx.asp.